

寒川エコノミックガーデニングホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、寒川エコノミックガーデニングホームページ(以下「ホームページ」という。)への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

(掲載しない広告及び業種又は事業者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - オ 宗教団体による布教推進を目的とするもの
 - カ 疑似科学又は迷信に類するもので利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - キ 社会的に不適切なもの
- (9) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大広告等の誇大な表現、根拠のない表示又は誤認を招くような表現
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 人材募集広告については、労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種、商法又は商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの

- ク 広告の内容が明確でないもの
- ケ 国、地方公共団体その他の公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現
- (10) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例であったり、広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は除く。
 - イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想、想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの
- (11) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると会長が認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) ギャンブルに係るもの
- (4) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (5) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (6) 民事再生法又は会社更生法による、再生又は更生手続中の事業者
- (7) 各種法令に違反しているもの
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) 町民税の滞納があるもの

(広告の規格)

第4条 広告の規格は次のとおりとする。

- (1) 縦70ピクセル、横190ピクセル
- (2) 5キロバイト以内
- (3) G I F形式

(広告の掲載位置及び枠数)

第5条 広告を掲載する位置及び枠数は会長が指定する。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1か月を単位とし、連続して複数月にわたり掲載するときは、一の申込みにつき12か月を限度とする。

(掲載開始日等)

第7条 広告掲載は、開始予定月の初日の正午に開始し、終了予定月の翌月の初日の正午に終了する。ただし、開始予定月の初日又は終了予定月の初日が休日に当たるときは、休日の翌日を掲載開始日又は掲載終了日とする。

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、寒川エコノミックガーデニングホームページ等により公募する。

(広告の掲載申込み及び決定)

第9条 広告掲載を申し込もうとする者(以下「申込者」という。)は、広告掲載申込書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

- (1) 会社案内パンフレット等の事業内容、社歴等がわかる書類
- (2) 資格、免許等を必要とする業種については、資格証又は免許証の写し等の書類

2 会長は、前項の規定による申込みがあった場合において、広告を掲載するときはその旨を、広告を掲載しないときはその旨及び理由を広告掲載決定書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。

(広告の原稿作成及び提出)

第10条 広告の原稿は、前条第2項の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)の負担により作成し、広告の掲載開始日の10日前又は会長が指定する期日までに、電子ファイルで提出するものとする。

(広告の表示内容に関する遵守事項)

第11条 広告主は、掲載する広告の表示内容が次の各号に掲げる内容に該当するときは、当該各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 人材募集に関する内容 次に掲げる事項
 - ア 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘又はあつ旋の疑いのあるものでないこと。
 - イ 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけ又は資金集めを目的としているものでないこと。
- (2) 語学教室等に関する内容 一か月で確実にマスターできる等の安易さ又は授業料及び受講料の安価さを強調する表示はしないこと。
- (3) 学習塾、予備校等(専門学校を含む。)に関する内容 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示すること。この場合において、この実績は確実な資料に基づかなければならない。
- (4) 外国大学の日本校に関する内容 当該大学が日本の学校教育法に定める大学でないという主旨を明確に表示すること。

- (5) 資格講座に関する内容 次に掲げる事項
- ア 受講する資格の内容を明記し、国家資格でないものを国家資格であるといった誤解を招くような表示はしないこと。
 - イ 講座受講だけで資格が取得できるような誤解を防ぐために必要な措置を講じるとともに資格取得に必要な事項を表示すること。
 - ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけ又は資金集めを目的としているものでないこと。
 - エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしないこと。
- (6) 病院、診療所又は助産所に関する内容 次に掲げる事項
- ア 医療法(昭和23年法律第205号)第6条の5 又は第6条の7及び獣医療法(平成4 年法律第46号)第17条の規定の範囲内で表示すること。
 - イ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の表示はしないこと。
 - ウ 提供する医療により、疾病等が完全に治癒する等、患者の期待を過度にあおる表示はしないこと。
 - エ マークを表示することは可能であるが、必ず文字を併記すること。ただし、赤十字のマークや名称を自由に用いることはできない。
- (7) 施術所(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう又は柔道整復)に関する内容 次に掲げる事項
- ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22 年法律第217 号)第7条又は柔道整復師法(昭和45 年法律第19 号)第24 条の規定の範囲内で表示すること。
 - イ 提供する施術の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の表示はしないこと。
 - ウ 提供する施術により、疾病等が完全に治癒する等、患者の期待を過度にあおる表示はしないこと。
 - エ マークを表示することは可能であるが、必ず文字を併記すること。ただし、赤十字のマークや名称を自由に用いることはできない。
 - オ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は、表示はしないこと。
 - カ カイロプラクティック、整体、エステティック等の法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設でないこと。
- (8) 医薬品等に関する内容 薬事法(昭和35年法律第145号)第66条から 第68 条の規定の範囲内で掲載するものとし、最大級の効能、効果及び安心を誤認させるおそれのある表示(使用前及び使用後の写真、使用者の体験

談、感謝の言葉等)はしないこと。

- (9) 前3号に定めるもののほか、法令により広告の制限を受けている業種等に関する内容 当該法令の規定の範囲内で表示すること。
- (10) 不動産事業に関する内容 次に掲げる事項
 - ア 名称、所在地、電話番号及び認可免許証番号を明記すること。
 - イ 不動産売買又は賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記すること。
 - ウ 不動産の表示に関する公正競争規約(平成17年公正取引委員会告示第23号)による表示規制に従うこと。
 - エ 契約を急がせる表示はしないこと。
- (11) 弁護士、公認会計士又は税理士に関する内容 名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、次のような表示はしないこと。
 - ア 顧問先又は依頼者名(同意書がある場合を除く。)
 - イ 過度な期待を抱かせるもの
- (12) 旅行業に関する内容 広告主の旅行業者又は旅行業者代理業者の広告は、日本旅行業協会又は全国旅行業協会の会員のものに限り、登録番号を明記すること。
- (13) 通信販売業に関する内容 次に掲げる事項
 - ア 会社の概要、商品カタログなどを検討し、会長が妥当と判断したものであること。
 - イ 特定商取引に関する法律第11条(昭和51年法律第57号)に規定する事項は、表示すること。
- (14) 雑誌、週刊誌等に関する内容 次に掲げる事項
 - ア 社会秩序を乱すような内容を含むものでないこと。
 - イ 虚偽又は表現が不正確で誤認されるおそれがある内容を含むものでないこと。
 - ウ プライバシーの侵害、信用失墜又は業務妨害のおそれがある内容を含むものでないこと。
 - エ 有害図書と認められるものでないこと。
- (15) 映画、興業等に関する内容 次に掲げる事項
 - ア 暴力、とばく、麻薬、売春等の反社会的行為を容認するような内容のものでないこと。
 - イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものでないこと。
 - ウ いたずらに好奇心に訴えるものでないこと。
 - エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現のものでないこと。

- オ ショッキングなデザインのものでないこと。
- カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものでないこと。
- (16) 古物商、リサイクルショップ等に関する内容 次に掲げる事項
 - ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
 - イ 一般廃棄物処理業に係る町長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はしないこと。
- (17) 結婚相談所又は交際紹介業に関する内容 次に掲げる事項
 - ア 結婚情報サービス協議会に加盟していることを明記すること。
 - イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内に限定すること。
- (18) 質屋、チケット等再販売業に関する内容
 - ア 個々の相場及び金額の表示はしないこと。
 - イ 有利さを誤認させるような表示はしないこと。
- (19) トランクルーム又は貸し収納業者に関する内容 次に掲げる事項
 - ア トランクルームは、国土交通省の規制に基づく適正業者であること。
この場合において、当該広告にその旨を表示すること。
 - イ 貸し収納業者は、会社名以外にトランクルームの名称は使用しないこと。
この場合において、トランクルームでないことを明確に表示すること。
- (20) その他表示に関する内容 次に掲げる事項
 - ア 肖像権又は著作権の使用については、無断使用をしていないこと。
 - イ 広告主の所在地及び連絡先を明確に表示すること。
 - ウ 無料で参加又は体験できるもので、別に費用がかかることがある場合には、その旨を表示すること。

(広告の責任)

第12条 掲載された広告の内容等に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料)

第13条 広告掲載料は、1 枠当たり月額2,500 円とする。

(広告掲載料の納付)

第14条 広告主は、広告の掲載開始日の10日前又は会長が指定する期日までに、一括して広告掲載料を支払わなければならない。

(広告掲載の取消し)

第15条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主又は広告の内容が第2条の規定に違反すると認められるとき。
- (2) 広告主が、第9条の規定に違反して会長が指定する期日までに原稿を

提出しないとき。

(3) 広告主が第12条の規定に違反して同条に定める日までに広告掲載料を納付しないとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の決定を取り消す必要があるとき。

2 会長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第16条 既に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかつたときは、当該広告掲載料を還付することができる。

2 前項ただし書の規定による広告掲載料の還付を受けようとする者は、広告掲載料還付請求書（第3号様式）に広告掲載決定書（第2号様式）を添えて会長に請求しなければならない。

(事務)

第17条 寒川エコノミックガーデニングホームページへの広告掲載に係る事務は、寒川町エコノミックガーデニング推進協議会事務局において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月5日から施行する。

(準備行為)

2 第8条の規定による広告の募集、第9条の規定による広告の掲載申込み及び決定、第10条の規定による広告の原稿作成及び提出、第14条の規定による広告の掲載料の納付は、この要綱の施行日前においても、行うことができる。